

甲斐市地域防災計画

甲斐市防災会議

防災の心得

(人命の保護を第一に考えましょう)

〈大地震〉

- 1 まずわが身の安全を図ること。
- 2 正しい情報をつかみ、余震をおそれないこと。
- 3 すばやく火の始末をすること。
- 4 火が出たらまず消火すること。
- 5 あわてて戸外に飛び出さないこと。
- 6 狭い路地、塀際、崖や川べりに近寄らないこと。
- 7 山崩れ、崖崩れ、浸水に注意すること。
- 8 避難は徒歩で持物は最小限にとどめること。
- 9 協力しあって応急救護にあたること。
- 10 秩序を守り、衛生に注意すること。

〈台風〉

- 1 テレビ、ラジオ等の気象情報に注意すること。
- 2 窓・屋根・雨樋等家屋の補強を行うこと。
- 3 排水溝等の清掃を行い、流れをよくすること。
- 4 停電に備えて、懐中電灯・ラジオ等を用意すること。
- 5 たれ下がった電線には近寄らないこと。

〈豪雨〉

- 1 大雨、洪水に関する特別警報・警報・注意報等の気象情報に注意すること。
- 2 局地的又は上流域の大雨に特に注意すること。
- 3 河川の増水に注意し、早目に避難すること。
- 4 山津波、山崩れ、崖崩れを警戒すること。

〈避難〉

- 1 日頃から避難場所と安全な道順を良く覚えておくこと。
- 2 避難の指示があったらいつでも避難できるように準備しておくこと。
- 3 要配慮者は早目に避難させること。
- 4 避難指示がでたら、まず火を始末し戸締りを安全にすること。
- 5 単独行動は避け、家族又は隣り近所そろって避難すること。
- 6 警察官、避難誘導員の指示に従って行動すること。

〈家庭用防災器具〉

照 明 器 具	ヒモをつけた懐中電灯、ローソク、マッチ、ライター等
大 工 道 具	金ヅチ、ノコギリ、ロープ、針金、ナイフ、ペンチ、クギ、補強用資材等
食 料 等	飲み水、水筒、パン類、缶詰等
炊 事 道 具	食器、コンロ等
応 急 医 薬 品	脱脂綿、包帯、バンソウ膏、頭痛・胃腸薬等
容 器 類	風呂敷、リュック、ビニール袋等
情 報 手 段	ラジオ、地図、鉛筆等
そ の 他	ヘルメット、ズキン、座布団、貴重品類、雨ガッパ等

震度階級一覧表

1 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯等のつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯等のつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯等のつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	立っていることができず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

2 木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁等に軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁等にひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁等に軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁等のひび割れ・亀裂が多くなる。 壁等に大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁等にひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁等に大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁等のひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

3 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱等の部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱等の部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱等の部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱等の部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱等の部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱等の部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱等の部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

4 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂や液状化が生じることがある。	落石や崖崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	崖崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	崖崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。
7		

〔目次〕

総則編

第1章 計画の目的と編成	1
第2章 防災計画の性格	2
第3章 防災の基本理念及び施策の概要	3

風水害・その他災害編

第1章 風水害・その他災害編の概要	7
第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	7
第2節 甲斐市の概況	16
第2章 災害予防計画	18
第1節 防災組織の充実	18
第2節 防災知識の普及・教育に関する計画	21
第3節 防災訓練に関する計画	25
第4節 防災施設・資機材の整備計画	28
第5節 消防計画	30
第6節 風水害等災害予防計画	34
第7節 雪害予防対策計画	40
第8節 建築物災害予防計画	42
第9節 文化財災害予防計画	43
第10節 原子力災害予防対策計画	44
第11節 特殊災害予防対策計画	46
第12節 情報通信システム整備計画	48
第13節 災害ボランティア育成強化計画	50
第14節 要配慮者対策の推進	52
第3章 災害応急対策計画	57
第1節 応急活動体制	57
第2節 職員の配備計画	73
第3節 県消防防災ヘリコプター出動要請計画	77
第4節 応援協力要請計画	82
第5節 自衛隊災害派遣要請計画	88
第6節 予報及び警報等の伝達計画	92
第7節 被害状況等報告計画	106

第8節	災害広報計画	111
第9節	災害通信計画	113
第10節	雪害対策計画	116
第11節	消防計画	118
第12節	原子力災害応急対策計画	123
第13節	緊急輸送計画	126
第14節	交通対策計画	129
第15節	災害救助法による救助	135
第16節	避難計画	146
第17節	医療・助産計画	160
第18節	防疫計画	165
第19節	食料供給計画	167
第20節	生活必需物資供給計画	169
第21節	給水計画	172
第22節	教育計画	174
第23節	廃棄物処理計画	177
第24節	応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急修理計画	185
第25節	救出計画	187
第26節	死体の捜索及び保護並びに埋葬計画	189
第27節	障害物除去計画	191
第28節	電力事業施設応急対策計画	193
第29節	電気通信事業施設応急対策計画	194
第30節	危険物等応急保安対策計画	195
第31節	郵政業務応急対策計画	198
第32節	民生安定事業計画	199
第33節	災害ボランティア支援対策計画	206
第4章	水防計画	207
第1節	総則	207
第2節	水防組織	208
第3節	巡視警戒及び重要水防区域	209
第4節	溜池、農業用取水堰水閘門等の操作	209
第5節	資機材の整備及び輸送	209
第6節	通信連絡	210
第7節	水位状況等の観測通報連絡	211
第8節	塩川洪水予報	211
第9節	国土交通省の行う水防警報及び水位情報	212
第10節	山梨県が行う水防警報	214
第11節	山梨県が行う水位到達情報	215
第12節	水位基準	215

第13節	水防機関の活動	215
第14節	応援要請及び協力	218
第15節	水防報告及び水防訓練	220
第16節	費用負担及び公用負担	221
第17節	災害補償	222
第5章	災害復旧・復興対策計画	223
第1節	計画の方針	223
第2節	激甚災害の指定に関する計画	224

地震編

第1章	地震編の概要	225
第1節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	225
第2節	甲斐市の特質と過去の地震災害	233
第3節	想定地震	234
第4節	被害想定	236
第5節	首都直下地震対策	251
第2章	災害予防計画	252
第1節	防災組織の充実	252
第2節	地震に強いまちづくりの推進	252
第3節	大震火災対策の推進計画	254
第4節	消防計画	256
第5節	生活関連施設の安全対策推進計画	258
第6節	建築物災害予防計画	262
第7節	防災施設・資機材の整備計画	264
第8節	広域応援体制整備計画	265
第9節	防災意識の高揚及び自主防災組織活動の推進	266
第10節	災害ボランティア育成強化計画	269
第11節	防災訓練に関する計画	269
第12節	要配慮者対策の推進	270
第3章	災害応急対策計画	272
第1節	応急活動体制	272
第2節	職員の配備計画	275
第3節	県消防防災ヘリコプター出動要請計画	279
第4節	応援協力要請計画	279
第5節	自衛隊災害派遣要請計画	279
第6節	地震災害情報等の収集伝達	280
第7節	被害状況等報告計画	283
第8節	災害広報計画	286

第9節 災害通信計画	287
第10節 消防計画	288
第11節 避難計画	291
第12節 緊急輸送計画	293
第13節 交通対策計画	293
第14節 災害救助法による救助	293
第15節 医療・助産計画	293
第16節 防疫計画	293
第17節 食料及び生活必需物資供給計画	294
第18節 給水計画	295
第19節 教育計画	296
第20節 廃棄物処理計画	297
第21節 応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急修理計画	298
第22節 救出計画	300
第23節 死体の捜索及び保護並びに埋葬計画	301
第24節 障害物除去計画	301
第25節 生活関係施設の応急対策計画	302
第26節 危険物等応急保安対策計画	304
第27節 郵政業務応急対策計画	304
第28節 民生安定事業計画	304
第29節 災害ボランティア支援対策・育成強化計画	304
第4章 東海地震に関する事前対策計画	305
第1節 東海地震に関する事前対策計画の目的	305
第2節 東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時（東海地震予知情報）の対策体制及び活動	307
第3節 情報の内容と伝達	312
第4節 発災に備えた資機材、人員等の配備計画	315
第5節 広報活動	316
第6節 避難活動	319
第7節 警戒宣言発令後の避難状況等に関する情報の収集・伝達等	322
第8節 市民生活防災応急活動	324
第9節 消防、水防等計画	328
第10節 防災関係機関の講ずる措置	329
第11節 交通対策計画	334
第12節 緊急輸送対策	336
第13節 市が管理又は運営する施設に関する計画	338
第14節 事業所等対策計画	339
第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画	341
第1節 総則	341

第2節	関係者との連携協力の確保	344
第3節	時間差発生等における円滑な避難の確保等	345
第4節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	347
第5節	防災訓練計画	348
第6節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	349
第6章	災害復旧・復興対策計画	351
第1節	計画の方針	351
第2節	激甚災害の指定に関する計画	351